

社会福祉の総合性

鎌田とし子

1、老人介護の有償化をめぐって

高度高齢社会を目前にした日本の緊急の課題は、寝たきり老人や痴呆老人の介護問題である。寝たきりや痴呆をくい止め、老人に残された能力を維持させる努力も、すべて周囲の人々の介護に期待されているとすればなお一層重要性は増す。

ところで介護問題は大きく物的諸条件と人的諸条件に分けられる。特別養護老人ホーム、デイケア・センター、在宅介護支援センターなどの諸施設をはじめ、介護福祉機器類の供給、医療・介護保険制度の整備、人としての尊厳を保ちうる水準での年金の支給等を物的条件とすれば、それに血を通わせ実際の効力を発揮させるのが「人」の問題である。

「人」という抽象的な表現は、得てして介護にたずさわる人の情緒的・道徳的な適性を含みがちであるが、今問題にされているのはそれ以前の、介護者の量的確保が問われているのである。この課題を受けとめた厚生省「新ゴールドプラン」(1994年12月)は、かつてなく大量のホームヘルパーの増員計画を打ち出した。たとえば、1990年実績値3万5905人のホームヘルパーを、目標年次2000年には17万人にするというのであるから、遅きに失した感はあるが歓迎したい。

計画自体は画期的であるとはいえ、従来から問題視されているヘルパーの低い賃金、不安定な身分保障、その背後に横たわる無資格・専門性の欠如は、ヘルパーの職業としての魅力を欠くので人材確保が困難であるうえ、政府の試算自体が増大の一途をたどる要介護老人の需要に応えていないという問題があることは、指摘されているとおりである。

その結果、不足分は家族に介護をまかせるという「日本型福祉」への期待となり、事実こんにち介護者の八割は家族・親族であり、その内訳は主として妻・嫁・娘と

いった近親者女性が担っている有様である⁽¹⁾。いえ制度が失われ小家族が普遍的スタイルになった今なお配偶者以外の女性とくに嫁に介護を担わせるのは何故か、「家族近代化」論者に迫る重い問い合わせであろう。フェミニストたちは、女性を無償の家庭内労働に従事させる男性の権力に着目し、これを資本制下において新たに再編されたところの「家父長制」支配⁽²⁾と見て糾弾するが、他方で家族による心のこもった介護は他人の介護にまさると信じ込んでいる多くの人々はいまだに多い。また女性労働の研究者たちは、低賃金・不安定就労のため経済的自立を果たし得ない女性の従属的立場が、男性よりも女性に介護労働を振り分ける理由であると批判する。いずれの主張も説得性を持っているが、結果として、介護を男性よりも女性に割り当てるという、現時点のジェンダー関係に深く依拠していることは認めざるを得ない。

いまでもなくジェンダー（GENDER）とは歴史的・社会的につくられた両性を指し、生まれながらの单なる性別（SEX）とは区別された概念である。ここで問題になるのは、性別に振り当てられた役割であり、女性が家事・育児・介護労働を専担するのを当然視する社会風潮である。ところが今日女性の家庭内労働専担者は、子育ての一時期を除けば急速に減少しており、賃労働を兼ねる「兼業主婦」が大半を占めるようになった。いまのところパートタイマーが主力であるが、結婚・出産にもかかわらず働き続ける妻、子育て後の再就職で常雇いの地位につく妻が徐々に増えている。

こうした女性の職場への定着は、高学歴化と相まって女性の「自己実現」欲求を一層職業によって充足しようとする傾向を強めるから、介護を無償労働のままで女性に期待することはますます困難になるだろう。こうして介護労働の有償化は避けられなくなる。

有償化には、社会保険から介護労働者を派遣または介護にあたる家族員に賃金を支払う方法（従来からあった私的に雇用する方法は除く）と、介護労働者を財政において雇用し公務員を派遣する方法がある。前者の例はドイツで実施されている介護保険制度であり、日本でも現在導入に向けて検討がすすめられている。後者の例はスウェーデンの全面的な公的介護制度である。

まずドイツが実施した介護保険については、対象者の八割までが家族員への現金給付を要求しているという⁽³⁾。ここには二つの意味がある。一つは年金の補充分として介護手当金を要求している場合と、ホームヘルパーの訪問回数の不足、あるいは家族介護の優位性への選択から手当金支給を望んでいる場合がある。このうち年

金額の不足や訪問回数の不十分さは、今後改善の余地があるが、家族による介護が他に代え難い精神的因素にあるとしたら、代替はきわめて困難である。被介護者側からすればベストであるかもしれないが、介護する側は長い期間にわたって「人生」を差し出さなければならない。女性の職業生活の中止は、再就職後同じポストに復帰できない現行雇用慣行のもとでは、職業生活の「断念」につながる。それだけのリスクを負ってまで男性が介護を選択するだろうか。つまり有償化したとしても、家族介護にたづさわる場合の家族とはまたもや女性であることが多く、いまジェンダー役割として問題視されていることは述べた。

ではもう一方の財政による介護労働者の雇用の方には問題がないか、といえばそうでもない。世界で男女差別がもっとも少ないと見られるスウェーデンでさえ、介護労働者は女性がほとんどを占める⁽⁴⁾。つまり福祉に関わる保育や教育と並んで、介護人は「女性職」と呼ばれる職業分野に属する。この分野に女性が偏る事実は、どう解釈すればよいのか。その理由が、成長過程で「女性らしい仕事」として埋め込まれた観念の仕業であったり、手慣れた家庭内労働ゆえに抵抗なく受け入れられていくとすれば、ジェンダーバイアスの作用といわねばならず、これでは性別役割がなんら変更されないまま、単に賃金労働に変わっただけにすぎないことになろう。

それでも、社会保険による有償化よりも一步進んでいると思うのは、雇用労働者としての身分が保障され、「労働力の再生産費」として賃金が正当に支払われるのに對し、家族介護の方は、家庭内労働の合間に埋める「内職」ないし「パートタイム」労働として扱われ、時間賃金も無償の家庭内労働の延長として低い水準にとどめおかれる。

とはいえたが、家族介護のもつ精神性にたいする評価を無視することはできないし、断続的労働を家族員が家事の合間に埋めていく経済性も捨てがたいが、それによって、「介護は家族がするもの」として第一義的な責任を背負わせることになる点はやはり問題である。

2、家族制度と老人介護

この二つの方式のいずれを採るかは、そう単純な選択ではない。当該社会の構成原理、とりわけ家族制度と不可分に関わっているからである。

日本は第二次世界大戦後、いえ制度を法的にも支えてきた旧民法を改正し、近代

家族を理念とする新民法を発足させた。「高度経済成長」の波に乗って家業・家産を基礎とする小生産者層が分解し、賃金労働者として都市に人口が集中しはじめると、直系家族は減少の一途をたどり、代わって夫婦家族が増加した。この動きを核家族化=近代家族への移行ととらえる者は多かったが、その根底に「世帯主義」が根強く残され、近代的自由の拘束条件になることに気づく者は多くはなかった。

すなわち民法改正（1947年）によって「家」による生活保障は生活保護法（1945年法を改正し1950年法で確立）制定による社会的保障へと移行したにもかかわらず、生活保護法四条二項は「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」として、私的扶養を公的扶養に優先させたため、法の適用に際して厳しい資格要件を問われることとなり、事実上長男同居の直系家族を温存することになった。もっとも民法七三〇条には、親族扶養の範囲について「直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない」とし、夫婦と未成年子にたいしては生活保持義務（要扶養者に自己と同程度の生活を維持させる義務）を、直系血族および兄弟姉妹には生活扶助義務（要扶養者が最低限度の生活を維持しえないときに、自己に余力がある限りで生活費の援助をする義務）をもうけて区別している⁽⁵⁾が、家族・親族間の扶養義務は温存された。

さらに労働力流動化に対応して家族関係を補強するため、1951年に住民登録法（1967年に住民基本台帳法となる）を施行する。住民票は原則として個人単位に作成されるが、実際には世帯ごとにまとめられ、ほとんどの場合男性が世帯登録の筆頭者になった。他方戦前の「家」を単位とする戸籍制度は、民法改正により夫婦と氏を同じくする未婚子つまり核家族単位へと改められたが、戸籍と住民票は、戸籍の付票によって連結され、国家による国民把握⁽⁶⁾、したがって生活保護法の「世帯単位の原則」に活用され、有効に機能することになった。

この世帯主義を採ることによって、生活保障の単位は個人ではなく家族・親族におかれることになり、個として生きるという基本的人権の尊重は無視された。さらに世帯主の男性主義は、以後ジェンダー関係を男性優位に固定化する働きを果たした。たとえば夫婦がともに雇用者である場合、企業から支払われる住宅手当、子の扶養手当は慣行として男性側に支払われ、それは女性の方が所得が高い場合でも変わりがなかった。

介護に引きつけて言えば、日本では施設サービスでも在宅サービスでも、同居の親族から利用料が徴収される。徴収対象者は最多所得者になるため、往々にして所

得の低い配偶者をとびこえて所得税額の高い子の方から徴収されるし、在宅サービスの場合は扶養義務者でもない娘婿からの徴収も行われているという⁽⁷⁾。いずれにせよ、賃金労働者となった今日の家族にとっては過重な負担である。

しかし日本は、社会構成原理として自由競争と私的責任原則の上に立脚しており、私的責任を負う範囲を世帯に置く社会である。世帯の実体は家族であり、戦前からの日本社会の家族主義はいまなお健在なのである。国際的に見て老親との同居率が先進国の中で最も高い理由でもある。こうした国情を考えれば、日本の世帯主義原則は、福祉法の手直しによって個人主義的施策に変えうるものではなく、究極的には社会が立脚する構成原理にまで踏み込まざるを得ない。そこで次に、日本とは対極に位置するスウェーデン社会を取り上げ、家族政策と福祉政策との関係、老人介護と直接関わる女性労働力政策について述べることにしよう⁽⁸⁾。

3、スウェーデン社会の構成原理

福祉国家として知られるスウェーデンは、生産の面からいえば日本と同じ資本主義経済であるが、分配は社会主義的政策でという混合経済をとる国である。国民の所得額に応ずる累進課税と、これを財源とする所得再分配によって生活水準の平準化を追求している国なのである。

スウェーデンは1932年以降強大な労働組合LO（スウェーデン労働組合総連合、ブルーカラーの90%を組織）を支持基盤とする社会民主労働党が長期政権を維持し、今日の福祉国家を着々と建設してきた。途中1976—82の6年間と、1991年以降の3年間は保守の稳健党に政権を譲り渡したもの、この国に7党ある政党は右から左まで大きな差が無い（ただ1991年選挙で、極右の新民主党が7%の得票率で登場した）といわれるよう、国民の福祉追求という基本的姿勢には変化がみられなかった。もっとも個人の貯金はほとんどなく、税の形で国家単位の貯蓄をしているようなこの国では、基本的な政策変更が出来ないともいえるが、この世界的不況下の1994年秋の総選挙で再び社会民主党が政権党に返り咲き、同党の支持基盤の堅固さを見せつけた。そして失業率の上昇を背景に、外国人労働者排斥をめざした新民主党は姿を消した。

スウェーデン国民の搖るがぬ支持を得る社会民主党の理念とは、民主主義・平等・連帯・安全に示される。この理念は国家のあらゆる領域の政策—経済・労働・教育・家族・外交政策に貫徹し、これらが全体として福祉国家の構造をかたちづくってい

るのである。

日本では、福祉といえばなんらかの生活条件に欠ける人々に対するサービスを意味するのに対して、スウェーデンでは福祉の対象は国民全体に向けられ、誰でもいつでも普通の生活が営めるよう配慮されている。したがって、なんらかのハンディを持つ人に対しては普通の一般人と同等の生活が営めるよう生活条件を引き上げ標準化する。ノーマライゼーションの思想である。その際、「欠ける人」のみを対象にするのと、「欠ける人」が出ないよう国民全員にある一定の保障をこうずるとでは普遍性という意味でも平等性という意味でも違いがある。前者には差別意識が生ずる余地があるのでに対して、後者には誰にも一様にという平等思想が流れている。

ところでハンディといえば、心身障害者、病人、老人、貧困者を直ちに思い浮かべるが、女性も子供もハンディを負っている。子供は身体的にも経済的にも一人立ちできないし、女性は結婚によって妊娠・出産を経験し、育児・家事負担をより多く負うというハンディを持ち、これが社会的に、職業継続や所得格差を生む要因になっている。スウェーデンでは家族に老人介護負担はないが、もし日本のように女性に介護を負担させるとすれば、女性に対する労働権の保障にはじまり、年金・家族政策に及ぶ包括的施策が要求されるであろう。この社会的ハンディに対する平均的生活条件への引き上げが以下に述べる施策である。

4、女性労働力政策

スウェーデンでは、16—64才の労働可能な年齢にある女性の労働力率は81%にも達しており、日本の約49%と比べるとはっきりするが、就学者と老齢・疾病者を除く殆ど全員が働いている社会である。ちなみにこの国では首相の妻も働いており、夫の地位や経済力とは関係がない。また子供がいる母親の労働力率もたかく、7才以下の子を持つ者で85.8%、7—16才では93.1%とかえって高くなっている⁽⁹⁾。女性が男性と殆ど同じ率で働いている理由は、男女同権・自立意識の高さにのみ求めることは出来ない。働くを得ない制度上の理由があるからである。

第一に、1960年代の高度経済成長期の労働力不足を家庭の主婦で補った経緯がある。もちろん外国人労働者も受け入れたが、その出身はノルウェー、フィンランドを始めとして、ユーゴ、ギリシャ、ポーランド、ラテンアメリカなど（後になると制限がもうけられ政治亡命者のみを受け入れた）であったが、移民に対し国民と平等の権利を認め、手厚い保障をするこの国ではコストの点でも文化的融合の点で

も課題が残され、家庭の主婦に需要が向かったことは容易に理解できる。

第2に、1971年税制改革による夫婦の総合課税方式から配偶者分離課税方式への転換がある。累進課税方式を採る場合、夫婦の所得を合算するとかなりの高額所得になりこれに比例して税率は高騰する。このため夫が長時間働いて所得を多くするよりも、妻と所得を二分して低い課税率にとどめる方が得策である。分離課税方式は、女性の就労を普遍化する方向に働いた。

さらにさかのぼれば、1960年に年金制度が改正され、基礎年金部分と現役中の所得額に応ずる付加年金部分に分けられた（日本も同じ二階建てとなった）ことも、付加年金のポイントを稼ぐための女性の就労を促進した。

第3に、これに追い打ちをかけるような1990年の遺族年金の廃止がある⁽¹⁰⁾。そもそも男女平等社会にあって、女性だけが夫の年金に依存する制度そのものに矛盾があったし、職種別に男女の賃金格差のない国では、遺族年金の存在理由が稀薄であった。

以上の3点は、男女間賃金格差がなく、同棲や離婚の頻発する社会にあって、社会保障給付が家族単位ではなく個人単位化したことを物語っていて興味深いものがある。

これだけ大量の女性が働き始めると、働き続けるための生活・労働条件の整備が必要になる。まず、妊婦に対しては軽労働への配置転換がおこなわれるが、適当な職場がない場合は有給の休暇にはいることが許される。核家族では夫以外の人手がないから、出産時には夫に10日間の出産休暇が与えられる。以下とくに断らない限り、休暇の取得に際しては社会保険から所得の90%が保障される。

ついで育児休暇に当たる15ヶ月間の両親保険制度がある。新生児をかかる12ヶ月間は所得の90%保障、残り3ヶ月間は一日あたり60クローナの手当が支給される。父母のどちらがとってもよいのでこの名称がある。また子どもは病気にかかりやすく母親の方が看病に従事することが多いため、職場に居にくくなるのが日本の実態であるが、スウェーデンでは子どもが12才に達するまで、一人につき年間60日間の介護休暇を父母に与える介護休暇手当がある。ただし、1991年から最初の14日間は所得の80%に切り下げられた⁽¹¹⁾。

さらに保育所（放課後は学童も保育所にやってくる）が普及している上に、自分の子どもを保育したい母親には保育ママ（自分の子を含め4人まで預かれる）として自治体が雇用する制度や、親が運営に参加する生協保育園もある⁽¹²⁾。なお子どもに手が掛かる期間は、労働時間を一日6時間に短縮する母親が多い。この国でパー

トタイマーが女性労働者の約4割を占めるのはこうした理由による。日本のパートタイマーは、賃金が格段に低い上、社会保険にも加入しない無権利で不安定な雇用労働者でしかないが、スウェーデンのパートタイマーは時間当たり賃金も社会保障給付もフルタイム労働者となんら変わらない。

さらにつけ加えれば、この国では強大な力を持つ労働組合の「連帯賃金」政策のもとで、職種が同じならば賃金に企業間格差も男女間格差もない。また勤続年数は賃金算定に際しほとんど意味がないので⁽¹³⁾、男女ともに3—4年ごとに職場を変えるものが多く、女性の勤続年数の短さが問題になることもない。背後にある労働制度の違い、すなわち日本にみられるような年功賃金・終身雇用制度がないことが、男女間格差を生じさせないのである。

5、スウェーデンの家族

女性の経済的自立が達成され、社会保障が個人単位になされるようになると、結婚は女性にとって強制力を弱める結果、きわめて選択性の高いものになってくる。もはや経済的理由で結婚する必要はなく、共同生活をすることが楽しいからとか、一緒にいたいからといった、さまざまな自己の内面から発する欲求によって結びつくことになる。それは同時に共同生活の解消を容易にする。そして別れの機会が頻繁になれば、法律上の届け出をして共同生活にはいることにためらいが生じることになろう。事実婚、つまり同棲の制度化である。

スウェーデンで、1950年には男女共同生活の僅か1%にすぎなかった事実婚は、1960年代末に吹き荒れた新左翼運動の影響を受けて69年には7%に増加し、74年12%、80年には20%に達したとされる。しかし法的な届け出がない同棲カップルについて正確な把握ができるはずではなく、同一の住居に住んでいる男女の数からの推定にすぎない。明確なのは生まれた子が同棲婚カップルから生まれたのか法律婚カップルから生まれたのかである。

総出生子数に占める婚外出生子数の割合を年次別にみると、1960年に11.3%であったものが、70年には18.4%、75年32.4%と急増し、85年の46.4%を経て88年には50.9%に達した。つまり婚外子が半数を超えたという事態は、法律婚がもはや社会的に地位の正当性を失ったに等しい。と同時に「平等」を社会構成理念の根底におくこの社会では、地位の不平等や不利益をもたらしかねない婚外子の扱いを是正せざるを得なくなる。

法務省は、1969年に家族法改正の指針を発表するが、そこでは男女の結合形態と道徳に関して中立でなければならないとし、未婚の母や事実婚当事者に対する苦痛・不便の除去をうたっている。この指針に沿って同年相続法を改正（非嫡出子に父の相続権を承認）、翌年には続いて相続権を嫡出子と同等にまで引き上げ、さらに姓名法改正によって非嫡出子が父の姓を名乗ることを可能にした。それだけではない。1976年には親子法を改正して、嫡出・非嫡出子の用語自体を廃止してしまった。ここに徹底した平等主義の思想と、事態の先行を法の改正によって追認するという合理的思考を読みとることができる。

自らを実験国家と位置づけるこの国は、男女の結合形態についても平等主義を貫く。1973年の婚姻法改正により破綻主義を導入、当事者の合意があれば直ちに離婚が成立することになった。ただし一方が同意しないとき、および16歳以下の子どもがいるときは6ヶ月の再考慮期間を設けているが、その後は一方の意志のみで自動的に離婚が成立する。

さきに1960年代末から事実婚＝同棲が増加し、1980年代にはいると20%に達して一般的な制度になったとしたが、これをうけて1987年に同棲法が制定され、共同生活の解消に当たっての共同家屋・家財の分割方法を決定した⁽¹⁴⁾。ここでスウェーデン社会での同棲と法的手続きを経た法律婚との違いについて述べておかなければならない。ふつう同棲から想像するイメージは、ふしだらな性関係とか不道徳な行為とみなされるが、この国では愛し合った男女が入る共同生活を意味するだけで、後ろ暗さはまったくない。また同棲の後、法律婚に移行するカップルもあれば生涯同棲のままで終わるカップルもあり、全く個人の自由である。交際を始めた男女が、週末をどちらかの住まいに過ごし、そのうち一方の住まいに同居生活を始める。法律婚の99%は同棲を経験しているということは、結婚届けを出すまでの一過程とみなせなくもないが、20%は同棲のままであると推定されている。法律婚の移行に際して結婚式を挙げる場合も、教会で祝福を受けるとは限らず（この国は、12・3世紀までは多神教が支配、その後ローマカトリックをへて、国王がルーテル派のプロテスタントを国教と定めた。宗教行事はするが、国民の信仰心は厚いとは思えない）。証人2人を同行して市の庁舎に行き、ロビーで市長または裁判長相手に宣誓をして結婚証明書をもらえばそれですむ。この方式は市民婚と呼ばれている⁽¹⁵⁾。滞在中の1990年、ダーゲンスニーヘッテルという発行部数の多い新聞をとっていたところ、中年のカップルが花婿・花嫁衣装を付け普段着の子どもたちと収まった記念写真がずらりと並んでいるのに驚嘆した。前年に遺族年金の廃止が決まり、いわば

かけ込み結婚が一種のラッシュにならざるらしいが、この国では法律上の手続きをする契機は、子どもが大きくなつたとか、みんな独立したとか、一区切りしたので結婚でもするかといった気軽さなのである。つまり同棲と結婚との境目はそれほど重要な意味は持たない。強いて言えば、同棲のばあい夫の遺産相続額に一定の限界がある程度であるが、個人所有の財産がほとんどないこの国では、大きな意味があるとは思えない。

こうしてみると男女の結びつきは一見無秩序に見えるかもしれない。しかし形式にこだわらないと言うことは、個人の内面から発する強い倫理観が要求されることもある。愛していれば自然の行為として許される性交渉は、逆に愛がなくなれば別れるのがルールになる。従って結婚であろうと同棲であろうと、同時並行的に2人の異性と性関係を持つことが不道徳な行為として非難される。離婚や同棲関係の解消が簡単で、女性が経済的に自立しかつ母子家庭に十分な社会保障がある社会では、愛のなくなった関係に固執する必要はなく、少なくとも不倫が発覚した段階で共同生活は解消される。経済的な理由で結婚する女性はいないし、また離婚をためらう女性もいない。まさに真の一夫一婦婚の実現である。ただ社会的通念として、離婚ないし同棲を解消した女性が次の伴侶を得る機会が男性と比べてより困難であれば逡巡することはないかということである。この点に関していえば、男性は別れてきた子どもの数だけ養育費を支払い続けなければならないのに対し、女性の方は子どもの数だけ養育費が集まるし、子どもの生活費は児童手当で賄われるので新しいパートナーに負担をかけることはない。養育費の取り立ては厳しく、支払えない事情があるときは国が立て替え払いをし、債権者としてどこまでも追求するので逃れることはできない。こうして貧乏になった男性は簡単にパートナーが見つからないのに対し、豊かな女性には男性が寄ってくるというのである。事実、何人もの男性と結婚・同棲を繰り返した女性はたくさんいた。その都度、今度こそはと真剣であったが、前夫との子どもと新しいパートナーとの折り合いがむづかしく別れることが多くなったという。他方男性側も妻子と別れると淋しさと男としての自信喪失感から、酒におぼれたり自暴自棄に陥るものが多く、アルコール中毒・違法行為、自殺率は圧倒的に男性に多い。こうした男性の相談・援助機関に自治体が乗り出しているという。

離婚の原因はもちろん性愛関係であるが、女性の就労率が高いので夫が家事・育児を分担しないことからくる不満も大きい。ちなみにこの国の男性は慣れた手つきでよく家事・育児をやっている。スウェーデン女性からみればまだ不足であろ

うが、おそらく世界中で一番参加率は高いといえるのではなかろうか。或る調査によればスウェーデン男性（18歳以下の子どものいる家庭）の一週間の家事・育児時間は平均12時間、女性は38時間だそうである⁽¹⁶⁾。子育て中は短時間勤務をとるものが多いこともあるが、スウェーデンでも女性の負担は大きく不満の種である。しかし日本の1990年NHK調査では、全員の平均ではあるが男性3.85時間、女性33.25時間であるから、スウェーデン男性が家事・育児に費やす時間は日本男性の約3倍になる。もっともこれだけ参加できるのは、男性を含めた年間総労働時間が少ないので、一日8時間労働、残業なし、週休2日制の他に年に5週間の長期休暇があるうえ、傷病休暇手当（病気欠勤と称するする休みも含め、所得の90%保障。ただし不況になって見直され、最初の2週間は65%、その後90日までは80%に改正）、両親保険（育児休暇）、介護休暇手当（病児介護）などの有給休暇がとれることを考慮すれば、まだまだ少ないと女性から不満ができるのもうなずける。

そこで離婚原因となる家庭内での男の役割を検討するため、政府は1980年に「男女平等委員会」を設け、83年には労働市場省の中に「男の役割を考える会」を発足させた。その報告書をもとに、『変わる男の役割』が単行本として出版され⁽¹⁷⁾、従来の男らしさに代わって家事・育児を平等に分担するパートナーとしての新しい男性像が打ち出された。家族との離別による生活破綻から男性を救う処方箋である。男性の経済的地位の優位と女性の依存という関係が、従来の「男らしさ」の神話を支えてきたが、平等の関係が成立すれば、男女を問わず生活者としての課業は日々果たさなければならない道理であり、男の役割が特定されるわけではない。

ただ社会全体の職業構成からみた場合、男女の住み分けはかなりはっきりしている。つまり男性はコンピュータ・電気・建設などの技術者、工場労働者、運転手、外交員が多いのに対し、女性は事務員、店員の他、掃除婦・看護婦・看護助手・保母・ホームヘルパー・食堂関係などのいわゆる女性職に偏っている⁽¹⁸⁾。もちろん閣僚（20人中女性は8人）、国・地方議会議員も女性が3分の1を占めるし、政府高官をはじめ高度な専門職や管理職についている女性は少なくない。しかしその一方で、家庭内の仕事が社会化された分野に女性が圧倒的に多い事実に、なにか割り切れない思いがするのである。それは従来からの家庭内分業の社会版といえないであろうか。

6、生活の個人単位化と扶養機能の社会化

女性の労働市場への吸収によって惹き起こされた一連の社会保障の個人単位化

は、頻繁に離婚・再婚、同棲・解消を繰り返しながら、法律婚を空洞化していった。1987年に制定された新婚姻法は、財産の夫婦別管理、家計費と家事の夫婦による分担を決めたばかりでなく、一家の主人の扶養義務を廃止してしまった。日本でも夫婦は法の上で平等であり、対等なパートナーとして一家を支えることにはなっているが、戸籍筆頭者は夫であり、住民票の世帯主欄にも夫が記載されるように、夫は事実上家族を扶養する義務を負っている。妻子には自分と同等の生活水準を保障する生活保持義務、さらに親に対してさえ生活維持義務（余力があれば援助する）を負っていることは前述した。スウェーデンでは妻子に対してさえ扶養の義務を廃止した点で画期的である。

その背後には、男女の経済的平等政策、つまり連帯賃金一職種が同じならば企業規模別・勤続年数別・男女別になんらの差別がないこと、女性から子どもを生み育てるハンディを可能な限り取り除く社会保障政策、保育所の設置や児童手当・教育費の無料・奨学金貸与により子供にかかる経済的・保育負担を親から切り離す保育・教育政策、老人や心身障害者の扶養や介護を社会が引き受ける福祉政策、これらの総合的な諸制度によって家族が従来持ってきた扶養共同体としての機能を不要にしたのであった。私は日本の世帯主義、老人の私的介護は、家族の扶養共同体としての実体に根ざしていると考える。スウェーデン社会では生きるのも死ぬのも一人、老人といえども一人格なのであって、あくまでも自己決定権が尊重される個人主義の社会なのである。

ここから個人と国家との関係に思いが到る。日本でも不十分ながら社会保障機能を備えた国家が個人を守ってくれる。しかし第一義的には家族に扶養義務がある。生活保護を受けようすると、家族はもちろん親兄弟の経済状態まで調べあげられる。従って日本は、「自由競争型国家」—「扶養共同体型家族」—「被扶養者」としての家族構成員という構成をとっている社会である。高齢化がすすみ単身者世帯が徐々に増加しつつあるとはいえ、家族の中で生活している者は圧倒的に多い。

スウェーデンでは、家族構成自体が統計として把握できないであろうことは、これまでの考察によって見当がつくであろう。同棲による出生子が半数を超える社会での家族統計は国際比較に耐えるとは思えない。ただ観察している限りでは、結婚・同棲中の子が親と同居する習慣はなく、日本でいう三世代同居は地方に行ってもほとんど皆無に近い。たまに離婚・同棲解消した子が一時的に親の許に転がり込むケースはある。1985年における世帯の規模をみると、1人世帯が36%で最も多く、2人世帯が31%でこれに次ぎ、1人と2人を合わせると三分の二までを占めてし

まう。3人と4人は14%と13%、5人以上になると6%にすぎなくなる。

これと同時点の日本の世帯規模を国勢調査によってみると、最も多いのが4人で23.7%、次いで1人が20.9%になる。5人以上も19.1%、2人18.3%、3人18.0%であるから、核家族を中心に三世代同居が混在している様が読みとれる。スウェーデンでは、先の1人世帯36%を除いた家族世帯を100とする家族タイプ別統計がある。これによると、1990年時点の法律婚世帯は74.6%でその中に17歳以下の子どものいる家族は31.2%である。同棲婚は16.9%で、同じく17歳以下の子どものいる家族6.8%を含んでいる。この他に独身者と17歳以下の子どもが住む家族がある。つまり母子家族7.2%と、父子家族1.2%の計8.4%である⁽¹⁹⁾。またこれとは別に、子どもの側からつまり0—17才の子どもが誰と住んでいるかを調べた統計がある。子ども全体を100とすると、実父母と住む子ども81%、母子11%、父子2%、その他変則家族6%となっている⁽²⁰⁾。先の家族数とあわせてみると、三人以上がわずか33%にしかならなかったのは、夫婦と17歳以下の子が住む家族が日本と比べかなり少ないことが読みとれよう。しかも重要なのは、いま共に住む家族が将来にわたって家族であり続けるか否かは保障の限りではなく、個人の一時的な集合体でしかないことである。

7、国家と家族

つまりスウェーデンでは家族が扶養共同体でなくなったあと、国家が扶養共同体となった。実際には自治体が身近な医療・福祉サービスを分担しているにせよ、国家がダイレクトに扶養共同体の機能を果たしている。この社会の国家・自治体への高い政治的関心は、ここから説明できる。90%を越える投票率、社会福祉の牽引車であった社会民主党への高い支持とその支持母体であるLOの組織率の高さは、家族よりも確かな福祉追求の基盤を国家に見い出しているからに他ならない。個人にとって「胎内から天国まで」の、生活史の各段階に生じる必要に応じて確実に生活を保障してくれる国家、それは福祉国家には違いないが、スウェーデンの場合は「社会保険型国家」と呼ぶにふさわしい。社会主义と異なる点は、能力に応じた所得および税額と、その年金額への見返りによって、最低限は高く保障しつつも悪平等を排そうとする努力が随所にみられるからである。我々の世界で私的年金に加入するように生涯の保障を得るために、人々は働く間は高い税金を国家に貯蓄し続けるのである。私的保険と社会保険との違いは自由加入ではなく社会構成員全員の強

制加入であることで、それ故国民的合意が何よりも尊重されるのである。また同時に、必要になったときには必ず国家が保障してくれると言う全幅の信頼関係に支えられている。国家的規模での共同が実現している社会では、人々の日常的で身近な共同が随所にみられるかのように思われがちであるが、ヨーロッパ型の個人主義が根底にある社会はそっけないくらいに淡々としている。それでいて国家の規模では容易に共同する。社会学の最大のテーマである「社会と個人」の関係は、市民革命を経た西欧においてよりよく実感できる。ひところスウェーデンの共同住宅（食事・保育などを共同で行い、各家庭へも自由に入り出する）の試みが日本に宣伝されたことがあり、日本人の感覚で共鳴するところがあったため、こうした小さな共同の積み重ねと訓練が国家的規模での共同を可能にしているのかと想像したが、実際には無きに等しい事例の誇張にすぎなかった。日本への情報の入り方の商業主義を感じさせられた一例である。

このようにスウェーデンが「社会保険型国家」と直接結びつく「個人」から構成されるとすれば、日本は「自由競争型国家」—「扶養共同体型家族」—「被扶養者ないし相互扶助要員」ということになろうか。日本は、家族はなお扶養共同体として強力に機能している国である。

8、在宅福祉をめぐる課題

スウェーデンの老人福祉を語る場合、見学者が一様に目を奪われるのは社会施設の優雅さや、手厚く合理的な介護に集中する。一見してわかるのはそこまでだといえる。それ以上は生活者になって暮らしてみると気付かない日常的な「福祉」である⁽²¹⁾。

まず在宅福祉という場合、日常生活の容れ物である住宅への配慮である。スウェーデンでもなんらかの施設に入居している老人は思いの外少なく、10%に満たないから、体が不自由になってもホームヘルパーの助けを借りて自宅で暮らす老人がほとんどである。自立が困難になった場合は、介護サービス付きの老人マンション＝サービスハウスに移り、最後は特別養護老人ホームに入るが、スウェーデンの老人は自立を好むので、よほどことがなければ施設に入りたがらない。

したがって住宅の構造は、寒冷地仕様の断熱効果を持つ集合住宅とし、内部は車椅子になっても動き回れるサイズの入り口・廊下、トイレ・風呂・洗面所が一体となったサニタリー、炊事場はガスではなく200ボルトの電磁調理器（ガスは危険）、

もちろんバリアフリーで家中どこにも段差がない。地域暖房によって各集合住宅全体に給湯管が張り巡らされ、室内温度は温水パネルによって常時一定に保たれている。栓をひねれば熱湯がいつでも使えるから、入浴・炊事に困らない。

集合住宅に入ったとたん通路が暖かいという経験は北海道でもなかったので、寒冷の地では感激であったが、アメリカやイギリスで老人が寒波のため凍死するといった事件はここでは起こり得ない。なぜなら住宅面積に応じて徴収される管理費の中に、暖房費が含まれているからである。収入が少ない場合は住宅補助費が支給される。住宅に限らないが、人の歩くところには必ずエレベーターが取り付けられ、老人や身体障害者でなくても誰もが使える。住宅の地下には共同の洗濯場と乾燥室が設置され、使いたい曜日と時間を書き込んでおけば一週間分の洗濯は終わってしまう。さらに各戸の持ち分が荒い金属ネットで仕切られた物置があり、入り口は土蔵ほどの厚い扉で閉め切られるようになっているから、いざという時は核シェルターにもなりえよう。

車椅子の生活になった場合は、その人の障害に合わせて膝が入るような流し台に変え、目の高さまでスライドさせる電動食器戸棚が設置される。ベッドは電動式、起きあがるためのモンキーバー（釣り手）、トイレ・風呂の手すりなど、一人で動きまわれるようにあらゆる器具が無料で取り付けられる。車椅子も室内用と外出用（運動する人には運動用に三台目）が無料で貸し出されるし、身体障害者にはマイカーが改造される。地域には補助器具センターがあり、予約すれば専門の職員が障害に合わせた器具類をつくって無料で貸し付けてくれる。

さらに町づくり自体に配慮がある。深く広い地下鉄網、降りるとすぐ接続するバス網、老人割引定期券（乳母車を引いている人はどこでも無料）一つで、気軽に外出する。行き先は、サービスハウスや娯楽センターであったり、友人・兄弟宅であったりする。サービスハウスには、一階部分に一般の客も利用できるレストランがあり、日替わりの昼食を出している。カフェテリア方式で欲しいものを取り勘定をしてもらうので、翌朝のパンを持ち帰ることもできるし、昼の食事で一日の栄養が採れるよう十分な量が提供される。一人暮らし老人は、市中に点在するサービスハウスの一週間分のメニューを手に入れ、あちこち回るのを日課にしている人もいる。なお、サービスハウスではレストランに降りてきたくない住人や地域老人への宅配もしている。また図書館、種々の娯楽センターを併設しており、地域に住む老人たちの出会いの場ともなっている。

町づくりに関するもう一つつけ加えなければならないのは、交通上もっとも便利

な場所に老人が利用する施設が配置されていることである。日本では「空気がよいところ」と称して人里離れた地価の安い場所に老人を追いやるが、地下鉄駅のすぐそばに公共施設を配置する。サービスハウスは決まって駅の近くで風光明媚なところに建っているし、一般乗客向けにも地下鉄駅を出るとすぐ生協のスーパーマーケットや郵便局、市の出張所、医療センター等、一セットの生活関連施設が集中している。

最も地価が高いはずの一等地に公共施設が建てられる理由は、この国では私有地が少なくほとんどが自治体の公有地であるからである。したがって、公共施設中心に都市計画をすることが出来る（日本でも国鉄跡地は民間に売却すべきでなく、国有地こそ公共目的に転用すべきであった）し、重症の老人住宅や、痴呆老人・心身障害者のグループハウスを一般人の集合住宅の中にはめ込むことが可能になるのである。つまり住宅生協（民間建設業者もいる）が自治体所有の土地に集合住宅を建設すると、建物の10%を建築条件として市に提供しなければならないが、この部分を援護を必要とする人に対してがう。一般住宅の中に点在させるのは、ノーマライゼーションの思想である。

ここまで物的な条件が整えば、よほど重症にならない限り一人で生活することが出来よう。あとは人的条件の整備である。

まず、市に提供されたスペースの一部にホームヘルパーのステーションをおき、24時間三交代制で8—10人のヘルパーを待機させる。呼び出しがかかると受話器にルームナンバーが点滅し、用事を聞いたヘルパーが2人1組になって駆け出していく。トイレ・着替え・外出・食事など何でも助けてもらえる。残るは買い出し・洗濯・掃除くらいなもので、重症者以外の老人は週に何回かヘルパーを頼む。ヘルパーの労働条件は、週3日以上働くと、フルタイムと同じ休暇を取得できるし、休日や夜勤で出勤すると2日間の有給休暇が取れるなどの優遇措置がある。

9、福祉の総合性

以上、ここでは老人福祉を例として取り上げ、それが労働力政策、家族政策、住宅政策といかに関わり、全体として老人の生活を保障しているかを考察してきた。一般にスウェーデンといえば福祉先進国として語られ、とくに老人・心身障害者への手厚い介護に注目しても、なぜそれが可能なのかについては深く言及されない嫌いがあった。せいぜい所得再配分機構や税負担の重さに注目して、過剰な批判に終

始するのが一般的であった。

また老人福祉の水準の高さが羨望を持って語られたり、逆に家族介護の良さを強調して孤独な老人像を描く嫌いがあった。しかしことわっておきたいのは、老親と子との関係は決して切れてはいないし、むしろ扶養のからみがないだけ頻繁に行き来をしたり電話を毎日のようにかけている。終末介護に親しい人（親族とは限らない）が1カ月の介護休暇を取れる制度もある。この国の人たちは男女ともほぼ全員が雇用労働者として働いている事実を考えると、専業主婦が約半数を占める日本の家族が果たしてスウェーデンより多くの時間を両親のために割いているかが問われなければならないほどである。

もしスウェーデンの水準で老人福祉を望むなら、それに見合う財政を支えるために成人男女人全員が働くかなければならない勘定である。女性の半数が無職のままで、まして掛け金なしの主婦年金を受給して、介護だけは「社会的に」と言っても理屈が合わない。男性の方は専業主婦を抱えていたい、女性の方は働きたくない、それでいて親や将来の自分の介護は社会的に処理をと望むのはかなり無理がある。

これは決して家族介護を奨励しているのではない。スウェーデン社会の構成原理が女性労働力を動員し、男女を含めた人口の総労働力化によって財政基盤を強めて生活保障国家を築きあげ、扶養義務を家族から社会の手に移しかえることによって、女性を家族のくびきから解放したのであった。一つの現象・局面だけを取り出して比較することの無意味さを指摘したい。

いま、介護保険の導入をめぐって闘わされている議論は、家族介護か公的介護かの選択にとどまらず、家族のあり方、男女の労働のあり方に深く関わっている。当該社会の福祉とは、つまるところ社会の構成原理に基づく総合的な政策体系の所産なのである。

注 1、寝たきり老人の介護者を性別に見ると86%が女性で、続柄は配偶者28%、子21%、子の配偶者33%となっている。なお、「寝たきり老人」とは寝たきり者のうち65歳以上の者をいう。厚生省『国民生活基礎調査』1994年、91頁

注 2、上野千鶴子『家父長制と資本制』岩波書店、1990年

注 3、朝日新聞1995年10月29日に、ドイツ連邦労働社会省ユング事務次官談として、「8割の人が現金を選んである。これにはいささか驚いた。ドイツ国民は家族介護という伝統を守っているのだろう」とある。なお同紙は「負担

増のまえに」と題する特集を連載し、ドイツの介護保険制度の実態について刻々報道している。

- 注 4、鎌田とし子『男女共生社会のワークシェアリング』212頁の表で、スウェーデンと日本の職業構成表を比較して、スウェーデンでも介護補助員・在宅看護人は97.7%、準看護婦・看護助手は93.8%が女性であることを明らかにした。スウェーデンについては‘Arbetskraftsundersokningen’1990, S.C. B.を、日本については国勢調査、総理府、1990年を用いた。
- 注 5、松嶋道夫「親子の扶養」青山道夫編『講座・家族7、家族問題と社会保障』257頁、弘文堂、1974年
- 注 6、利谷信義『家族と国家』143—154頁、筑摩書房、1987年
- 注 7、清山洋子『高齢社会を考える視角』58頁、学文社、1995年
- 注 8、スウェーデン社会の構成原理・労働力政策・家族政策・国家と家族については、拙稿「家族の国際比較研究における視点と方法」古屋野正伍・山手茂編『国際比較社会学』学陽書房、1994年に加筆した。
- 注 9、竹崎孜『生活保障の政治学』27頁、青木書店、1991年
- 注10、‘Ersättningar till efterlevande’Forsakringskassan によれば、寡婦年金は1990年1月から廃止されたが、移行措置として、1944年以前に生まれた女性に対しては、65歳まで適用される。要件は1、1989年12月31日までに結婚している人、2、最低五年間結婚または同棲している人、3、16歳以下の同居中の子供がいる人（この場合、同じ相手と同居し、その相手の子供である）4、女性が50歳以上の人に対して、最低生活費の96%が支給される。これはおよそ基礎年金の額に等しいという（塚口・レグランド淑子の訳による）。
- 注11、丸尾直美『スウェーデンの経済と福祉』103頁、中央経済社、1992年
- 注12、高橋隆子「新しい保育運営の動向」藤岡純一編著『スウェーデンの生活者社会』114頁、青木書店、1993年
- 注13、鎌田とし子・鎌田哲宏「スウェーデンにおける新たな「労働の人間化」実験」日本労働社会学会年報3号、時潮社、1992年
- 注14、ヤンソン由美子『男が変わる』17頁、有斐閣選書、1987年
- 注15、塚口・レグランド淑子『女たちのスウェーデン』50頁、勁草書房、1988年
- 注16、訓霸法子『スウェーデン人はいま幸せか』日本放送出版協会、125頁、1991年

注17、『変わる男の役割—男の役割を考える会』労働市場省、‘MANNEN I FORANDRING – Ideprogram från om mansrollen, Tiden’ Arbetsmarknadsdepartementet, 1985

注18、鎌田とし子・前掲書、209—210頁参照

注19、STATISTISKA CENTRALBYRAN Folk – och bostadsräkningen, P.4, Tab.36 Antal familjer efter familjetyp より算出。

注20、1984—85年の子どもをめぐる家族の状況については、STATISTISKA CENTRALBYRAN ‘Familj i foradring’ RAPPORT 71, P.17

注21、筆者は1990年度、ストックホルム大学スウェーデン社会研究所に客員研究員として滞在し、工場労働の実態調査、多数の家族や一人暮らし老人・福祉施設の訪問聴取など、あらゆる機会をとらえてスウェーデン社会の全体像の把握につとめた。